

弁護士報酬説明書

(民事事件用)

○ ○ ○ ○ 様

平成〇〇年〇〇月〇〇日

この説明書は、依頼事件に関して、貴殿に弁護士報酬についての概略を知っていただくために作成したものです。

- ・ 当職が、訴訟事件・調停事件または示談交渉事件のように、その性質上委任事務処理の結果に成功・不成功がある事件等を受任したときには、着手金、報酬金、実費、日当等をお支払いいただきます。
- ・ 着手金は、事件等を依頼したときに、その事件を進めるにあたっての委任事務処理の対価としてお支払いいただくものです。着手金は、審級ごと・手続ごとにお支払いいただきます。したがって、第1審に引き続き第2審を依頼される場合、訴訟手続の後に執行手続きを依頼される場合や保全手続きの後に訴訟手続きを依頼されるには、別途着手金をお支払いいただきます。
- ・ 報酬金は、事件等が終了したとき（勝訴判決・和解成立・調停成立または示談成立等の場合）に、成功の程度に応じて、委任事務処理の対価としてお支払いいただくものです。
なお、民事事件を上級審まで引き続いて受任したときの報酬金は、特に定めのない限り、最終審の報酬金のみをお支払いいただきます。
- ・ 実費は、収入印紙代、郵便切手代、謄写料、交通通信費、宿泊料等に充当するものです。その他に、保証金、保管金、供託金等に当てるためにお預かりする金額もあります。これらは、事件のご依頼時に概算額でお預かりするか、支出の都度にお支払いいただきます。
- ・ 日当は、弁護士がその仕事のために遠方に出張しなければならない場合にお支払いいただくものです。
- ・ 協議の上決定した弁護士の報酬については、お預かりしている金銭（仮差押・仮処分保証金、供託金、相手方からの支払金等）と相殺させていただく場合もありますのでご了承ください。

弁護士名 米 山 健 也